

3 スロートーリズムの推進

多様な滞在メニューの開発支援

1 目的

里山里海への来訪者が一日でも長く滞在できるよう、食に食文化や伝統文化、伝統技術等を付加した滞在メニューなど、多様なサービスを来訪者に提供することで、「石川型スロートーリズム」を推進します。

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域

※「里海」とは、人々がさまざまな海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域

※「石川型スロートーリズム」とは、里山里海地域において、本県が誇る多種多様な食材や食文化を中心に、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観などの魅力を、今の旅行ニーズである「本物志向」や「体験型」に応える形で、多様なサービスとしてネットワーク化して提供することによって、ゆったりと滞在できる旅の過ごし方を提案するもの

2 助成対象者

以下の①から③のいずれかに該当するものを対象とします。

- ① 石川県内に居住する者
- ② 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者
(県外事業者であっても、主たる事業活動を県内で行う場合は対象とします。)

ア 中小企業者

以下の表の左欄に掲げる「主たる事業として営んでいる業種」が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

2) 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

3) 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外です。

発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

イ 事業協同組合

- ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- エ 漁業協同組合
- オ 森林組合、森林組合連合会
- カ 特定非営利活動法人
- キ その他いしかわ里山づくり推進協議会が事業主体として適当と認めたもの

- ③ 上記①、②に該当する者を含む2者以上のグループであって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性から判断して、いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの

3 助成対象事業

里山里海の食材や食文化をはじめ、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観に磨きをかけ、これらをネットワーク化することによって、地域の魅力を高め、来訪者が一日でも長く滞在できる多様なサービスの開発事業を助成の対象といたします。

また、助成期間終了後も、助成対象事業あるいはその事業の趣旨が継続される見込みがあることが必要です。

●来訪者が一日でも長く滞在できる多様なサービス（例）

- ① 農家民宿等で提供された日本酒の酒蔵を見学したあと、能登杜氏の歴史や技術を学び、日本酒を試飲できるサービス
- ② 里山林で山菜の種類を学びながら採取し、採取した山菜を調理・食事するサービス

4 助成内容

(1) 事業実施期間

交付決定日から2年以内です。

注) 交付決定前に発注・契約したのものについては、助成対象となりません。

(2) 助成率及び助成限度額

助成率：4分の3以内

助成限度額：2年間で100万円

5 助成対象経費

以下の経費について、助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、いしかわ里山づくり推進協議会へ事前にご確認ください。

費目	内容
謝金	会議に出席していただいた有識者や、指導・助言等を受けた専門家に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員等に支払われる経費
特別旅費	会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した有識者や専門家（講師を派遣した場合も含む。）に支払われる経費
会場借料	会場の借上げ料として支払われる経費
会場整備費	会場の装飾等を行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費

資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等 製作費	パンフレット・ポスター等の製作、HPの作成のために支払われる経費
広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
保険料	滞在メニューの開発、実証等に必要な保険料等として支払われる経費
借損料	滞在メニューの開発、実証等に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
原材料費	滞在メニューの開発や実験等に必要な材料を購入するために支払われる経費
コンサルタント費	コンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費
備品費	滞在メニューの開発、実証等に必要な備品を購入するために支払われる経費
上記以外の費用で、いしかわり山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

注) 汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタなど）は、原則として助成対象外とします。

なお、以下の経費についても対象外とします。

- ・お弁当代や懇親慰労の会などに係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・常勤雇用者の手当て、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等

6 審査

(1) 審査方法

- ・ 審査は、いしかわり山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・ 応募者から提出のあった書類（事業概要書）による1次審査と、1次審査を通過した事業を対象に、提出書類（事業計画書等）および応募者が行う事業内容のプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、審査基準により採点し、点数上位の事業から採択を決定します。（採択がない場合もあります。）
- ・ 事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 審査委員会は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区分	内容
地域への波及	・ 本県の里山里海の保全につながる取組みである。

効果	<ul style="list-style-type: none"> 本県の里山里海の伝統技術や知恵の継承につながる取組みである。 持続可能な地域づくりのために、地域の雇用あるいは交流人口を生み出す計画となっている。
実効性	<ul style="list-style-type: none"> 里山里海の食材や食文化、それらに培われた伝統文化や伝統技術等、滞在メニューの構成要素を把握できる又は有識者により指導を受ける体制となっている。
事業の独自性 ・新規性	<ul style="list-style-type: none"> 滞在者のニーズを的確に把握した、新しい滞在メニューである。
事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> 助成終了後も事業あるいは事業の趣旨が継続される見込みがある。
事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 適切な実施方法等が計画されている。
実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業を遂行するにあたり、適切な組織・人員体制がとられている。 他の主体との連携が図られている。
資金計画等の健全性	<ul style="list-style-type: none"> 滞在メニューの開発に係る収支計画が妥当である。 事業を遂行するにあたり、適切な資金計画が立てられている。

7 助成金の交付

- 採択決定後、30日以内に当該年度の交付申請書を提出していただき、予算について確認した上で、交付を決定します。
その後、年度末に実績報告書を提出していただき、(必要に応じて実地検査を実施し)精算払となります。
- 交付申請・実績報告に係る手続きは、毎年度必要です。

8 その他の留意点

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③ 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。
これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④ 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 助成事業期間終了後5年間、毎年度、助成事業に係る前年度の取組み等をいしかわ里山づくり推進協議会に報告しなければなりません。